事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

相生市は瀬戸内海に面し、相生湾が市街地中心部まで深く湾入している西播磨地域では珍しい地形で、市街地の周囲は 200~400 たの小起伏山地に囲まれた地形となっている。海岸部は、海進によって沖積層が水没し、後背地がほとんど無くなってしまった典型的な沈降性の海岸地形である。

なお、相生市の中心市街地は JR 相生駅から南側(海側)に位置し、相生湾の最深部までの南北約 2.5 km、東西約 1 kmの範囲で、主に「陸地区」「那波地区」「旭地区」と呼ばれる地域である。

【洪水・土砂災害】

洪水・土砂災害ハザードマップによると、山地に隣接している地域の至る所が土砂災害警戒区域に指定されている。上記の「陸地区」は北部、「那波地区」は西部、「旭地区」は東部が山地に接しており、多くの場所が土砂災害警戒区域に指定されている。さらに JR 相生駅を含めた陸地区は広い範囲が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

【河川氾濫による浸水】

河川については、相生市北部を流れる「矢野川」が延長 14 kmある他は全て延長 5 km未満である。高低差が大きく、海まで一気に流れる河川が多く、流れは急流となっているが、河川氾濫による浸水が予想されている地区は限定的で、浸水の深さもほとんどが 0.5 に未満の予想となっている。

【高潮による災害】

中心市街地の、那波地区「大浜町」「大島町」、旭地区「旭1丁目」、「旭3丁目」の大部分が高潮による被害で 2.0mを超える浸水が予想されている。相生市内には 5 つの商店街(会)が組織されているが、そのうち4商店街(会)がこの範囲に位置しており、当所の立地している旭3丁目付近も高潮被害により 2.0 行以上の浸水が予想されている。

【地震・津波による災害】

南海トラフ巨大地震によって津波が発生した場合、津波による浸水は「旭地区」では概ね0.5 に未満の予想となっているが、「那波地区」では0.5 に ~ 1.0 にで特に「那波大浜町」「千尋町」では2.0 に以上の浸水と予想されている所も散見される。

また兵庫県防災 GIS データによる地震災害・揺れやすさハザードマップによると海岸線の工場地帯、「旭地区」「那波地区」の中心市街地、さらに JR 相生駅から東側市境界付近までの国道 2 号、JR 山陽線に沿った地域において震度 6 弱の揺れが予想されている

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 1,142

・小規模事業者数 929

業種別事業所数(平成28年6月1日現在)※合計との差はその他の業種

当	業種	建設業	製造業	卸・小売業	宿泊・飲食 サービス業	生活関連サービス 業・娯楽業	合計
HIL	事業所数	142	112	271	153	126	1, 142
内	1小規模事業者数	136	88	181	95	103	929
fi	講 考	市内各所に分 布	特に沿岸部に 多い	市内各所に分 布している が、特に中心 部に多い	中心部に多い	市内各所に分 布	

(3) これまでの取り組み

1) 相生市の取組

- ①相生市地域防災計画の全面見直し(平成17年)、②総合防災訓練の実施(平成8年より)、③西播磨地域広域防災対応計画に基づく直接備蓄開始(平成12年度より)、
- ④防災講演会の実施、⑤防災フォーラムの開催・住民への防災説明会への講師派遣 等
- 2) 相生商工会議所の取組
 - ①BCP 計画の策定(平成 24 年)
 - ②災害時に事業者支援の拠点となるべく、事業所情報等を保存しているサーバを 2 階 へ移設し、併せて電話回線も屋上より引き込むことで高潮被害から守る対策の実施 (平成 24 年)
 - ③相生市商店連合会と共催し、お店の防災説明会を開催(令和元年8月6日)

Ⅱ. 課題

現状では、緊急時に相生市と当所の協力体制や緊急時の取組について取り決めは無く、従って両組織を繋ぐ具体的な体制やマニュアルも整備されていない。加えて相生市内では、小規模な土砂崩れや狭い範囲での床下浸水などの被害は発生しているが、幸いにも死者がでた災害は昭和49年以来発生しておらず、また避難訓練なども会館の火災を想定した訓練しか実施していないため、緊急時に職員が冷静・迅速・的確に対応できるか不安がある。

Ⅲ. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、相生市と当所の間における被害情報報告ルートを 構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時 から構築する。

○成果目標

	小規模事業者数	事業年度	策定目標(事業者数)		
商工業者数			ВСР	事業継続力	
			DCF	強化計画	
	12 929	R2	3	1	
1,142		R3	3	2	
		R4	3	2	
		R5	3	2	
		R6	3	2	

※ その他・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和2年4月1日~令和7年3月31日)
 - ・計画期間は5年とします。
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
 - ・当市と当所の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策>

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ・巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク 及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・ 共済加入等)について説明する。
 - ・当所会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、 損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・兵庫県の企業BCP策定支援事業を活用し、BCP策定セミナーを年1回以上実施する。
 - ・小規模事業者に対し、事業者BCP (即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による 実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
 - ・行政が作成した啓発ポスターを、相生市担当課窓口並びに当所窓口、掲示板に設置する。
 - ・啓発チラシを作成した際(行政が作成した物を含む)は、会報への同封や、ダイレクトメールにて当所会員事業者へ配布(約700部)し、啓発をはかる。またチラシは当所ホームページに掲載するほか相生市担当課窓口や当所窓口に設置するなど、できる限り非会員事業所を含めた市内全ての事業所へ啓発を行う。

商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は平成 24 年事業継続計画 (BCP) を作成 (別添)。
- 2) 関係団体等との連携
- ・会員事業所である損保会社を通じて専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- 3) フォローアップ
 - 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- 4) 行政が実施する自然災害訓練への参加実施
- ・行政が実施する自然災害が発生したと仮定した訓練に参加する。その際には当市と当所の連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。
- 5) BCP計画策定事業者数の把握
 - ・現在管内事業者のうちどの程度の事業者がBCPを策定しているのか把握出来ていないた め、地域景況調査、景気動向調査と併せて調査を実施する。

< 2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、 下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 当所職員の安否確認

・発災後なるべく速やかに当所職員の安否確認

平日昼間の場合は商工会議所へ連絡する。夜間・休日の場合は事務局長へ連絡する。連絡 方法は電話を基本とするが通じない場合は SNS 等繋がるものを利用する。

その際の報告事項は下記とする。

①本人ならびに家族の安否 ②業務従事の可否 ③自宅並びに自宅周辺の大まかな状況

2) 市内事業所の被害状況確認

- 1. 安全に通勤できる方法にて商工会議所へ集合する。
- 2. 相生市市民生活部地域振興課へ電話または直接出向き市内の大まかな被害状況を確認する。
- 3. 被害が出ている地域の事業所を訪問し、被害状況を確認する。
- 4. 被害地域へ近づけない場合や、2次災害を起こす可能性が高い場合などは、該当地域 の事業所に対し電話、SNS などで安否・被害状況の把握を行う。また、被害地域が全 市にわたる場合は、状況が分かる地域から確認を行う。

【被害状況の表現】

大規模な被害がある	・市内10%程度(110社程度)の事業所で、「瓦が飛ぶ		
	「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生し		
	ている。		
	・市内1%程度(11 社程度)の事業所で、「床上浸水」、		
	「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。		
	・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もし		
	くは、交通網が遮断されており、確認ができない。		
被害がある	・市内1%程度(11 社程度)の事業所で、「瓦が飛ぶ」、		
	「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生し		
	ている。		
	・市内 0.1%程度(1 社以上)の事業所で、「床上浸水」、		
	「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。		
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。		

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

3)被害状況の情報共有

1. 市は一般家屋・施設関係の被害や道路状況等を主に把握することに努め、当所は事業所の被害状況把握に努める。

2. 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。 但し被害地域と無理なく連絡が取れる状態で、新たな被害報告が無くなった場合は以 下の期間を待たず通常の状態に戻す。

発災後~1 週間	1日に3回共有する
2週間~3週間	1日に2回共有する
4 週間~2 ヶ月	1日に1回共有する
3ヶ月以降	2日に1回共有する

4) 応急対策の方針決定

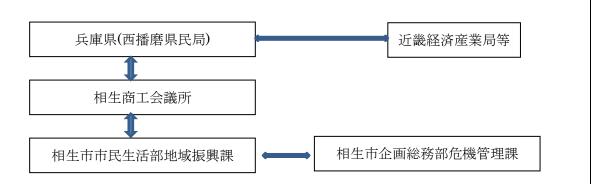
・当市と当所の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

事業所の被害状況把握の例(豪雨における土砂災害・浸水災害の場合)

- 1. 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- 2. 警報解除後、自宅周辺の状況把握に努め、電話・SNS など可能な方法で事務局長へ 連絡を行う。但し自身並びに家族が被災し、緊急を要している場合はこの限りでは 無い。
- 3. 安全に通勤できる方法にて商工会議所へ集合する。安全に通勤できる方法が無い場合は、その旨事務局長へ報告する。
- 4. 出勤後、相生市市民生活部地域振興課へ電話または直接出向き全市の大まかな被害状況を確認する。
- 5. 被害を被っている地域の事業所へは、職員が出向き被害の状況を確認するが、被害地域へ近づけない場合や、2次災害を起こす可能性が高い場合などは、該当地域の事業所に対し電話、SNSなどで安否・被害状況の把握を行う。また、被害地区が全市にわたる場合は、状況が分かる範囲から確認を行う。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円 滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は当市より県(窓口は県民局)へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、事業に関する相談は当所で、生活全般に亘る相談は当市で 実施する。(当所は、国の依頼を受けた場合は、 特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町等の施策)について、地区内小規模 事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援をを行う。
- ・大規模災害が発生し、当所職員だけでは対応が困難な時は、兵庫県商工会議所連合会を通じ、応援の要請を行う。
- ※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の 事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/ 経営 指導員の関与体制等)

相生市市民生活部 相生市防災監 相生商工会議所 部長 専務理事・事務局長 相生市市民生活部 相生市企画総務部 相生商工会議所 連携・ 確認 地域振興課 危機管理課 法定経営指導員 連携 連絡調整 経営指導員

- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経 営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 北川英樹 (連絡先は後述 (3) ①参照)
- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う・本計画の具体的な取組の企画や実行・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先
 - ① 相生商工会議所 中小企業相談所

〒678-0031 兵庫県相生市旭3丁目1番23号

TEL: 0791-22-1234 / FAX: 0791-22-2290

E-mail: info@aioicci.jp

② 相生市役所 市民生活部地域振興課

〒678-0031 兵庫県相生市旭1丁目1番3号

TEL: 0791-23-7133 / FAX: 0791-23-7137

E-mail: shokokanko@city.aioi.lg.jp

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、相生市補助金、兵庫県補助金、事業収入 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の 者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

	連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
	並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	連携して実施する事業の内容
1	
2	
3	
•	
	連携して事業を実施する者の役割
1	
2	
3	
•	
•	
•	
	連携体制図等
1	
2	
3	